

PPP／PFIの推進に資する提案の募集について

内閣府では、PPP/PFIの推進に資する提案を民間事業者等から幅広く募集し、PPP/PFI投資促進タスクフォースを活用して関係府省と連携しながら、PFI法の6条提案の活用促進やPPP/PFIの更なる推進に取り組めます。

本日から、提案の募集を開始しましたので、お知らせいたします。

【募集概要】

以下のとおり提案を募集します。有用な提案については、PPP/PFI投資促進タスクフォースでの検討等を経て、提案に関心のある公共施設等の管理者等とのマッチング（提案内容①）や、制度改善に向けた検討（提案内容②）を行います。

提案内容 [提案主体]	①民間事業者の有する公共サービスに関するアイデア、技術、サービス等の提案 [提案主体：6条提案を行い事業への参画に向けた検討を行う意思がある民間事業者] ②PPP/PFIの推進に資する制度改善に関する提案 [提案主体：民間事業者、公共施設等の管理者等]
募集期間	令和8年8月20日（木）～令和8年11月30日（月）正午 〔第1次締切 令和8年9月30日（水）正午〕 〔第2次締切 令和8年11月30日（月）正午〕 ※提案の受付は募集期間を通じて行うものとし、第1次締切及び第2次締切の別による取扱いに差異はありません。

※PFI法とは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」をいう。

※6条提案とはPFI法第6条の規定に基づく民間事業者からの提案をいう。

※公共施設等の管理者等とはPFI法第2条に規定する者をいう。

詳細につきましては、以下のURLを御確認ください。

<https://www8.cao.go.jp/pfi/taskforce/taskforce_02_index.html>

【問合せ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室

大内、今井、豊田

TEL：03-6257-1654